

人材紹介サービスに関する契約書

貴社名（以下「甲」という。）と株式会社ジョイントラボ・エージェンシー（以下「乙」という。）とは、株式会社ジョイントラボ・エージェンシー人材紹介サービスの利用に関し、下記の通り契約(以下「本契約」という。)する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用候補者 乙が甲に紹介した人材をいう。
- (2) 採用決定者 乙が甲に紹介した人材のうち、甲が採用することを決定した者をいう。
- (3) 採用決定日 乙が甲に紹介した人材について、甲が採用することを決定した日をいう。
- (4) 入社 採用の職種、雇用形態を問わず、採用決定者が甲に初出社又は初勤務（研修を含む）を行うことをいう。
- (5) 想定年収 採用決定者の月次給与の12か月分（年俸制を採用する場合には年俸額）、理論上の通年賞与及び甲の新規採用者に対して支払われる諸手当（通勤手当を除く）の合計額をいう。

第3条（サービス利用料の発生）

サービス利用料は採用決定者が入社した時点で発生するものとし、次条に定めるところに従い、乙より請求するものとする。

第4条（サービス利用料）

- 1 甲が乙に支払うべきサービス利用料は、想定年収の25%とする。ただし、消費税は別途支払うものとする。
- 2 前項に定めるサービス料の支払方法は以下に定めるとおりとする。
支払期日:採用決定者の入社日の属する月の月末締め、翌月末日払い
支払方法:乙の指定する口座に一括振込み（振込手数料は甲の負担とする。）
- 3 甲が前2項に定めるサービス利用料の支払いを怠った場合には、甲は乙に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第5（サービス関連事項）

- 1 乙が甲に対して紹介した採用候補者について、雇用契約以外の契約(委任契約、準委任契約、請負契約その他これらに準ずる契約)を締結した場合でも、雇用契約の締結に準じて本契約を適用するものとする。
- 2 甲は、乙が採用候補者を紹介した後1年間(起算点は、甲が乙から採用候補者を紹介する旨の書面又はメールを受領した日とする。)は、採用候補者から他の手段にて再度応募があった場合であっても、この紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
- 3 乙が甲に対して紹介した採用候補者について、甲が乙に何らの通知をすることなく当該採用候補者と接触し採用を決定した場合であってもサービス利用料は発生するものとし、甲は乙に対して、サービス利用料を支払うものとする。
- 4 甲が乙に対して採用候補者を採用しない旨の連絡をしたにもかかわらず、当該採用候補者が甲に入社したことが判明した場合には、甲は乙に対しサービス利用料に加え、サービス利用料の2倍の金額の違約金を支払うものとする。
- 5 前2項の規定は、乙から甲に対する選考依頼日（乙から甲に対し、求職者の書類選考を依頼する旨の連絡を行った日をいう。）又は甲による面接日（以下、選考依頼日及び面接日を総称して「選考依頼日等」という。）のいずれか早い日から1年以上経過した後、甲が当該採用候補者と接触し採用を決定した場合には適用しない（誤解のないように付言すれば、甲が当該採用候補者と接触した日が、乙から甲に対する選考依頼日等から1年を経過していない日である場合、甲が当該採用候補者の採用を決定した日が選考依頼日等から1年経過後であっても、前2項の規定は適用される。）。
- 6 甲が採用決定者について採用決定日から入社までの間に、内定を取り消した場合、甲は乙に対し、サービス利用料の100%相当額の違約金を支払うものとする。

第6条（甲による通知・協力義務）

- 1 甲は乙に対して、採用候補者を採用するか否かを決定した場合には、乙を通じてその旨及び入社予定日を当該採用候補者に連絡しなければならない。
- 2 甲は乙に対して、採用候補者を採用することを決定した場合には、別途乙が提示する見積書兼申込書記載の内容及び条件を速やかに確認し、当該内容及び条件に同意するか否かの連絡をした上、見積書兼申込書の返送を行うものとする。
- 3 甲は乙に対し、採用決定者が甲を退職することとなった場合（採用決定者が連続して2日間無断欠勤を行い、その後2日間音信が不通である場合を含む。）には、その旨、退職日当該採用決定者が最後に出社した日又は連続して2日間無断欠勤を行った場合の当該2日目をいう。以下、この契約書において同じ。）及び退職理由を退職日から14日以内に書面で通知しなければならない。

第7条（サービス利用料の返還）

- 1 採用決定者が入社日以後90日以内に、自己都合で退職または甲の就業規則に基づく正当な理由で解雇された場合は、以下の基準に従い、乙は甲より受領したサービス利用料を前条第3項の通知を受けた日の属する月の翌月末に甲に返還するものとする。
14日以内退職→サービス利用料の全額を返金。 60日以内退職→サービス利用料の50%を返金。
30日以内退職→サービス利用料の80%を返金。 90日以内退職→サービス利用料の20%を返金。
但し、採用決定者の退職がその死亡・病気に起因する等採用決定者に帰責事由がないと乙が認める場合及び甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なることに起因する等甲に帰責事由があると乙が認める場合はサービス利用料の返還義務を負わないものとする。
- 2 甲が、採用決定者の退職日から14日以内に、前条第3項の通知をしなかった場合には、乙は前項に定める甲に対するサービス利用料の返還義務を負わないものとする。

第8条（個人情報保護）

甲及び乙は、採用候補者及び採用決定者の個人情報に関して、個人情報保護法に基づき適正にこれを管理し、個人情報の漏洩防止に努める。

第9条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第10条（合意管轄）

前条協議によっても本契約にかかわる紛争が解決しない場合は、東京地方(簡易)裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに申、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとし、以降も同様とする。

第12条（契約解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次号の一に該当する場合、何らの通知や催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 本契約各条項の一にでも違反し、その違反を相当期間内に是正するよう催告してもなお違反が是正されない場合
- (2) 正当な理由なく本契約の全部または一部を履行しない場合
- (3) 甲及び乙の責に帰すべき理由により、本契約を履行する見込みがないと認められる場合
- (4) 第三者により、差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、支払いの停止処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
- (6) 営業停止や許可取消の処分を受けた場合
- (7) 前各号の他、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができない場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事由により損害を被った場合、相手方に対し、当該損害の賠償を相当因果関係の範囲内で請求することができる。

第13条（反社会的勢力との関係排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが (i) 暴力団、(ii) 暴力団員、(iii) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、(iv) 暴力団準構成員、(v) 暴力団関係企業、(vi) 総会屋等、(vii) 社会運動等標ぼうゴロ又は (viii) 特殊知能暴力集団等、(ix) その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- (2) 自らが、次のいずれにも該当しないこと。
- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、相手方が前項の確約に反することが判明した場合、何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除によって発生した損害について一切の請求を行わない。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後においても、相手方から開示され、または本契約の遂行過程で取得した相手方固有の技術、営業上その他業務上の情報(顧客情報含む)を機密として取り扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的外に使用し、または第三者に開示してはならない。

但し、次の各号の情報については適用されない。

- (1) 開示を受けたとき、または取得したとき以前に公知となっている情報
- (2) 開示を受け、または取得した時点において、既に自己が所有していた情報
- (3) 開示を受け、または取得した後に、開示を受けた当事者の責に帰さない事由により公知となった情報
- (4) 何らの機密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得し、または開示された情報

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2021年●月●日

甲

乙

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-5
第二櫻井ビル新館4階
株式会社ジョイントラボ・エージェンシー
代表取締役社長 小森 則明